

平成 22 年 4 月 16 日
九州財務局

大分みらい信用金庫に対する行政処分について

1. 大分みらい信用金庫（本店：別府市）については、営業店において発生した預金等の着服・流用の不祥事件に関し、発生期間が長期にわたり継続し事故金額も多額にのぼっていたことから、当該事件に関する事実関係及び発生原因等について、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき報告を求めた。
その結果、法令等遵守態勢の確立に向けた取り組みが不十分であるとともに、営業店における相互牽制機能や本部における内部監査機能が十分に発揮されていないなど、金庫の内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全かつ適切な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
 - ① 法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化
 - ② 理事会等の機能強化による実効性のある法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む）
 - ③ 営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化（現金授受手続きの厳正化を含む）
 - ④ 内部監査機能の充実・強化
 - ⑤ 適切な人事管理の徹底
- (2) 上記（1）に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を平成 22 年 5 月 17 日（月）までに提出し、直ちに実行すること。
- (3) 上記（2）の実行後、当該業務改善計画の実施完了までの間、四半期毎の進捗・実施状況を翌月 15 日までに報告すること（初回報告基準日を平成 22 年 6 月末とする）。

連絡・問い合わせ先
九州財務局 理財部 金融監督第二課
電話 096-353-6351（内線 3210・3211）
九州財務局 大分財務事務所 理財課
電話 097-532-7107（内線 30・31）